

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	収滞納管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊池市は、収滞納管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊池市長

公表日

平成27年3月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収滞納管理に関する事務
②事務の概要	収納滞納管理事務は、納税者に対して確定した納税義務の履行を求める事務であり、租税の納付や還付等に関する事務(租税債権管理事務)と、滞納になった租税債権を適正に実現する事務(滞納整理事務)に大別される。 租税債権は納付等によりその給付が実現した時に消滅する。この租税債権の消滅の有無とその日時等 の状況を徴収簿に記帳するなどの租税債権管理事務を行い、これに基づき督促状の発付や滞納内訳表等の作成が行われ、滞納整理事務を行う。この租税債権管理、滞納整理を行うため個人番号や法人番号を利用するものである。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①租税債権管理のための収納状況の管理 ②滞納整理のための滞納状況の名寄せ ③滞納整理のための実態調査照会 ④督促状、催告書等の不着返戻が発生した場合 ⑤滞納整理のための生活保護受給情報の照会 ⑥口座情報の管理 ⑦過誤納金の還付・充当
③システムの名称	口座管理システム、収納消込システム、滞納整理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
滞納処分ファイル、交渉記録ファイル、納税管理人情報ファイル、口座管理情報ファイル、収納消込情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項、別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会事務) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号、別表第二の27、28の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) 第20、21条 (情報提供) なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 税務課
②所属長	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 総務部総務課 0968-25-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地 菊池市役所 市民環境部税務課 市民税係 0968-25-7206 固定資産税係 0968-25-7207 徴税係 0968-25-7208

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年2月25日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる